



# 最大 20,000 円分の マイナポイントがもらえます

- ◇対象者…マイナンバーカードを令和4年9月末までに申請した人
- ◇申込期限…令和5年2月末まで

マイナポイント第2弾の施策	マイナポイント付与額	申込等に必要なもの (支援窓口の場合は、持参するもの)
①マイナンバーカード新規取得者  ※第1弾で申込を行い、最大5,000円分のポイントが付与されている人は対象外です。	最大 <b>5,000</b> 円分 (利用額に対して付与率25%)	・マイナンバーカード ・利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁) ・希望するキャッシュレス決済サービスの情報が分かるもの
②健康保険証として利用申込	<b>7,500</b> 円分  ※お買い物やチャージは必要ありません ※健康保険証としての利用申込が必要です	公金受取口座の登録をする人は以下のものも必要です ・本人名義の預貯金口座(登録する口座が分かるもの) ・券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
③公金受取口座の登録	<b>7,500</b> 円分  ※お買い物やチャージは必要ありません ※公金受取口座の登録が必要です	※キャッシュレス決済サービスとは、電子マネー、QRコード決済やクレジットカードなどによる現金を使わない決済方法のことです

## 愛媛県版マイナポイント事業

国のマイナポイントと合わせると最大で **24,000** 円分のポイントがもらえます。

愛媛県版マイナポイント事業に対応していないキャッシュレス決済サービスで国のマイナポイントを申請した人は対象外です。愛媛県内の対象店舗で、選択したキャッシュレス決済サービスの利用(お買い物又はチャージ)が必要です。

◇対象者(ポイント付与条件)…令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した人で、以下の①、②のいずれも満たした人

- ①マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行い、国のマイナポイントの申込をした人
- ②公金受取口座の登録を行い、国のマイナポイントの申込をした人

◇実施期間…令和4年6月30日(土)～令和5年2月末

問愛媛県マイナンバーカード及びマイナポイント申請サポート事務局 ☎0120-584-870

## マイナポイント申込支援窓口を開設しています

マイナポイントは、スマートフォンやパソコンからご自身で申込できますが、市では、対応するスマートフォンなどをお持ちでない人も申込ができるように、市役所1階に「マイナポイント申込支援窓口」を設置していますのでご利用ください。

	開設日	開設時間
平日	月～金	8時30分～17時15分
休日	8月7日(日)、9月11日(日)、10月23日(日)、12月11日(日)、令和5年1月15日(日)、2月12日(日)	9時～16時30分

※マイナポイント申込支援窓口の休日開設日には、マイナンバーカードの交付や申請書の交付、電子証明書の更新などが行えるよう「マイナンバーカード臨時交付窓口(市民課)」も併せて開設しています。

また、マイナンバーカードの申請に必要な写真を無料で撮影し、印刷してお渡しするサービスを実施します(無料撮影・印刷サービスは、平日も実施しています)。

※上記休日開設日については、変更等が生じる場合があります。

## マイナンバーカードの申請及び受取方法

◇交付申請書を持っている人…以下の4つの方法から申請できます。

スマートフォン	①スマートフォンで顔写真撮影 ②スマートフォンで交付申請書の2次元バーコード(下図①)を読み取る ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録 ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力して申請完了
パソコン	①カメラで顔写真を撮影 ②申請用WEBサイトで申請書ID(下図②)、メールアドレスを登録 ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力して申請完了
証明写真機	①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択 ②撮影用の料金を投入して、交付申請書の2次元バーコード(下図①)をバーコードリーダーにかざす ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力したあと、顔写真を撮影して申請完了
郵便	交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

◇交付申請書を持っていない人…

①市役所市民課及び川内支所窓口で、交付申請書の再発行をしています。窓口での再発行には身分証明書が必要です。郵送をご希望の場合は、「転送不要」の普通郵便で送付しますので、市民課までご連絡ください。

②専用サイトから手書き用交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます(マイナンバーの記載が必要です)。



【交付申請書】

◇受取方法…

①申請後、概ね1カ月後に、地方公共団体情報システム機構から市へマイナンバーカードが送付された後、市役所から封書で通知します。

②封書が届いたら、同封している「マイナンバーカードのお受け取りについて(お知らせ)」を確認し、必要な書類を市役所1階市民課まで持参してください。交付窓口で、本人確認を行い、暗証番号を設定していただいたうえで、マイナンバーカードを交付します。

③代理人が受け取りの手続きを行う場合は、事前に市民課にお問い合わせいただき、必要書類をご確認ください。

マイナンバーカードに関すること 問市民課 ☎964-4404

マイナポイントに関すること 問企画政策課 ☎964-4473